

山梨県公報

第七百十号

平成十八年

十月三十日

月 曜 日

目 次

告 示

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………七六九

結核予防法に基づく医療機関の指定……………七六九

鳥獣保護区の指定……………七六九

休猟区の指定……………七七二

銃猟禁止区域の指定……………七七五

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区の指定……………七七七

保安林の指定の予定(二件)……………七七八

保安林の指定実施要件の変更予定……………七七九

道路の区域変更……………七七九

訓 令

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………七七九

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………七八〇

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(五件)……………七八〇

公聴会の実施……………七八一

落札者等の決定について(二件)……………七八二

人 事 委 員 会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………七八二

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………七八三

そ の 他

落札者等の決定について……………七八三

告 示

山梨県告示第五百三十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した

医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
たけい腎・泌尿器クリニック	山梨市上神内川百四十九番地二号

山梨県告示第五百三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
たけい腎・泌尿器クリニック	笛吹市石和町四日市場千七百九十三番地
一宮町薬局	笛吹市一宮町坪井千六百九十四番地十一号

山梨県告示第五百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 鳥獣保護区の名称
愛宕山鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域

1 甲府市東光寺町地内の高倉川と甲府市道金手東光寺線との交点(宮裏橋)を起点とし、同所から同市道を北西及び南西に進み甲府市道来迎寺前通り線との接点に至り、同所から同市道を西に進みJR中央本線線路敷境界線との交点(金手踏切)に至り、同所から同線路敷境界線を北西に進み甲府市道元紺屋愛宕線との接点(愛宕町踏切)に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道岩窪線との接点(不動橋)に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道中瀬大泉線との接点に至り、同所か

ら同市道を東進し甲府市道三角中瀬線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道愛宕山公園線との交点(神橋)に至り、同所から同県道を東及び南に進み甲府市道酒折茶道線との接点に至り、同所から市道を北東及び南東に進み国有林甲府事業区境界線(高倉川)との交点(東光橋)に至り、同所から同境界線を南西及び北西に進み大笠山稜線を経て南西及び南東に進み高倉川との接点に至り、同所から同川を南西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

二百八十七ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、愛宕山を中心とする地域であり、甲府市民の憩いの場であるとともに、レクリエーションの場としても親しまれている。また、愛宕山の頂上付近は、「愛宕山こどもの国」として整備され、県立科学館が整備された後は、さらに多くの児童、生徒が訪れるようになった。

当該地域の植生は、頂上付近はクスギヤコナラの林となっており、山腹にはアカマツ植林や落葉果樹園がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のイノシシ、ニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、キツネ等、また、小型哺乳類ではアカネズミ、アスマモグラ、ニホンリス等が確認され、鳥類では、サンコウチョウ、ヒメアマツバメ、イワツバメ、メジロ、カツコウ等の低山帯に生息する種がみられる。

このように、市街地に近接する地域でありながら、豊かな自然環境が残されており、子どもたちが身近な野生鳥獣とふれあい、豊かな情操を育む場として、また、広く市民が野生鳥獣とふれあう喜びを体感できる場として、極めて貴重なエリアとなっている。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環

境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

二 鳥獣保護区の名称

甲斐駒鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

北杜市白州町地内甲斐駒ヶ岳三角点(標高二千九百六十五・六メートル)を起点として、同所から山梨県・長野県境界線を北西に進み鋸山三角点(標高二千六百六・八メートル)に至り、同所から同境界線を北西に進み釜無川との接点に至り、同所から同川右岸を北東に進み空堀川との合流点に至り、同所から同川を東南東に進み雨乞岳三角点(標高二千三十六・八メートル)に至り、同所から南東及び南西に進み鬼ノ窓を経て中ノ尾根から鞍掛山三角点(標高二千三十七メートル)に至り、同所から南南東に進み黒戸山三角点(標高二千二百五十三・七メートル)を経て通称宮ノ頭(標高二千六百六十五メートル)に至り、同所から南西に進み通称ツツミの三角点(標高千七百十四・八メートル)に至り、同所から南東に進み赤雑大滝に至り、同所から同滝を西進し大武川に至り、同所から同川を西進しヒヨングリ滝を経て国有林中北事業区第四百三十七林班に小班との接点に至り、同小境界を南東、東、南及び南西に進み北杜市・南アルプス市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み仙水峠に至り、同所から登山道を南西に進み北沢小屋に至り、同所から北西に進み北沢峠に至り、同所から山梨県・長野県境界線を北東に進み双児山(標高二千六百四十九メートル)及び駒津峠を経て起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区的面積

四千百五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、甲斐駒ヶ岳(二千九百六十五・六メートル)及び網笠山(二千六百七メートル)を中心とした高山帯及び亜高山帯の地域であり、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域並びに県立南アルプス巨摩自然公園特別地域を含む地域である。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳頂上付近ではアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ等がみられる。さら

にその周囲には、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、コメツガ等が分布しており、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル、テン、イタチ等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、アカネズミ、トガリネズミ、ヤマネ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種等が生息している。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

三 鳥獣保護区の名称

滝子山鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

大月市笹子町白野所在県有林富士・東部事業区第百三十四林班第第四小班

鳥獣保護区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

鳥獣保護区の面積

十七・八ヘクタール

鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区を含めた地域は、滝子山（標高千五百九十・三メートル）を中心とした地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和五十年から指定されている。

植生は、ブナ、ミズナラを主体とした林が発達し、山頂から南西部の急崖には、ブナ、ツガの混合林が広がっている。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のニホンザル、キツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヒメネズミ、ニホンリス等が確認され、鳥類では、ヒヨドリ、ホオジロ等が確認されている。

現在指定されている自然保存地区をより実効性のあるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

四 鳥獣保護区の名称

三ツ峠鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

南都留郡富士河口湖町河口地内の県道富士河口湖笛吹線と県営林道西川新倉線との接点を起点とし、同県道を西及び北に進み御坂トンネル入口に至り、同所から御坂山（標高千五百九十六メートル）に至る登山道を北西に進み南都留郡富士河口湖町・笛吹市境界線に至り、同所から東及び北に進み八丁峠に至り、同所から南都留郡富士河口湖町・笛吹市境界線を北東に進み清八峠に至り、同所から大月市・都留市境界線を東進し本社ヶ丸三角点（標高千六百三十・八メートル）に至り、同所から同境界線を約二百メートル東進し大幡川に通じる尾根との接点に至り、同所から同尾根を南進し千四百四十三メートル標高点に至り、同所から同尾根を南及び南東に進み大幡川との接点に至り、同所から同川を南東に進み通称水たれの沢との接点に至り、同所から同沢を南進して都留市・南都留郡西桂町境界線にある三角点（標高千五百四十五・八メートル）に至り、同所から同境界線を西及び南西に進み三ツ峠山三角点（標高千七百八十五・二メートル）に至り、同所から登山道を北西及び南西に進み木無山（標高千七百三十二メートル）に至り、同所から母の白滝に至る登山道を西進し県営林道西川新倉線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み県営林道清八線との接点に至り、同所から県営林道西川新倉線を北及び西に進み起点に至る一団地

鳥獣保護区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

鳥獣保護区の面積

七百十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は、山頂付近にクリやミズナラが分布し、その周囲にウラジロモミヤコメツガが発達し、また、ヤマボウシやブナ、カラマツ植林も部分的にみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のニホンザル、ノウサギ、テン、イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、ニホンリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、シジュウカラ等が確認されている。

以上の地域を鳥類保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

山梨県告示第五百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 休猟区の名称

明野休猟区

二 休猟区の区域

北杜市・韮崎市境界線と市営正楽寺・三之蔵林道との接点を起点とし、同所から同林道を北東に進み市道三百二十六号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み茅ヶ岳広域農道幹線一号との接点に至り、同所から同農道を北西及び北に進み北杜市明野町浅尾・北杜市須玉町江草境界線との交点に至り、同所から同境界線を

東及び南東に進み北杜市・韮崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

4 面積

千十ヘクタール

二一 休猟区の名称

落合休猟区

二 休猟区の区域

甲州市塩山一之瀬高橋地内の市道一之瀬高橋六号線と市道一之瀬高橋七号線との接点を起点とし、同所から市道一之瀬高橋六号線を南東に進み国道四百十一号との接点に至り、同所から同国道を南西及び南に進み三窪高原に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南西及び北に進み倉掛山三角点（標高千七百七十六・七メートル）を経て北、東及び南東に進み市道一之瀬高橋七号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

4 面積

千二百五十三ヘクタール

三一 休猟区の名称

倉掛山休猟区

二 休猟区の区域

山梨市三富上荻原地内の国道百四十号と笛吹川との交点（新三之橋）を起点とし、同所から同国道を北東に進み市営白沢林道との接点に至り、同所から同林道を東進し山梨市・甲州市境界線に至る山道との接点に至り、同所から同山道を東進し山梨市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び西に進み倉掛山三角点（標高千七百七十六・七メートル）を経て滑沢に至る沢との接点に至り、同所から同沢を南西に進み滑沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み滑沢との接点に至り、同所から同川を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

4 面積

千五百七十ヘクタール

四 1 休猟区の名称

滑沢休猟区

2 休猟区の区域

甲州市塩山福生里地内の市道竹森四十二号線と県道平沢千野線との接点を起点とし、同所から同市道を北進し市道福生里七号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲州市塩山塩原地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み山梨市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東、西及び北西に進み笛吹川との接点に至り、同所から同川を北西及び北東に進み滑沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み山梨市・甲州市境界線に至る沢との接点に至り、同所から同沢を北東に進み赤岩御殿（標高千五百六十一メートル）に至り、同所から尾根を北東に進み山梨市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し柳沢ノ頭に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み柳沢ノ頭三角点（標高千六百七十一・二メートル）を経て県営林道鈴庫山線に至る山道との接点に至り、同所から同山道を西進し県営林道鈴庫山線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み県道平沢千野線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

4 面積

千四百十ヘクタール

五 1 休猟区の名称

上釜口休猟区

2 休猟区の区域

山梨市三富下荻原地内の山梨市牧丘町成沢・山梨市三富下荻原境界線と笛吹川との接点を起点として、同所から同境界線を北西に進み山梨市牧丘町袖口・山梨市三富下荻原境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み山梨市牧丘町袖口・山梨市三富徳和境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み県有林・私有林境界線との接点に至り、同所から同境界線を東、北、北東、南東及び東に進み県営林道乾徳山線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南東に進み黒金山（標高二千二百三十一・六メートル）に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み県有林・私有林境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し赤の浦川との接点に至り、同所から同沢を南東に進み笛吹川との接点に至り、同所から同川を南西及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

4 面積

千七百十二ヘクタール

六 1 休猟区名称

天子ヶ岳休猟区

2 休猟区区域

南巨摩郡南部町上佐野地内の栃広林道と佐野林道との接点を起点とし、同所から同林道を北進し本谷林道との接点に至り、同所から同林道を北東に進み三石林道との接点に至り、同所から同林道を南西、北西、南西及び北西に進み谷との接点（三石林道終点）に至り、同所から同谷を北西に進み南巨摩郡南部町・南巨摩郡身延町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東、北西及び東に進み山梨市・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び南西に進みカラス沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み広川との接点に至り、同所から同川を北東に進み栃広林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

4 面積

千三百八十八・二ヘクタール

七 1 休猟区名称

常葉・湯之奥休猟区

2 休猟区区域

南巨摩郡身延町北川地内の国道三百号と町道長塩鍛冶屋線との接点を起点とし、同所から同町道を南東に進み岩欠地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東及び南西に進み町道杉山線との接点に至り、同所から同町道を東及び南東に進み栃代川との交点に至り、同所から同川を東進し通称コソウリン沢との接点に至り、同所から同沢を南進し尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東に進み登山道との接点に至り、同所から同登山道を南及び南東に進み南巨摩郡身延町・南都留郡富士河口湖町境界線との接点（毛無山（標高千九百四十五・五メートル））に至り、同所から湯の沢源流点に向かつて西進し湯の沢に至り、同所から同沢を南西に進み県営林道湯之奥猪之頭線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み県道湯之奥上之平線との接点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み国道三百号との接点に至り、同所から同国道を東及び北に進み県道甲斐常葉停車場線との接点に至り、同所から同県道を東及び北東に進み国道三百号との接点に至り、同所から同国道を北及び東に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
- 4 面積
二千二百五十九・四ヘクタール

- 八1 休猟区の名称
上九一色・三珠休猟区
- 2 休猟区の区域

西八代郡市川三郷町三張地内の芦川と県道笛吹芦川市川三郷線との交点(三張橋)を起点とし、同所から同県道を東進し国道三百五十八号との接点に至り、同所から同国道を東及び南西に進み甲府市・南都留郡富士河口湖町境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し甲府市・南巨摩郡身延町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み南巨摩郡身延町・西八代郡市川三郷町境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し横沢に至る登山道との接点(蛾ヶ岳山頂より百七十五メートル東の地点)に至り、同所から同登山道を北及び東に進み横沢との交点に至り、同所から同沢を東及び北東に進み芦川との接点に至り、同所から同川を北東に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
- 4 面積
千四百二十四・七ヘクタール

- 九1 休猟区の名称
鶴ヶ鳥屋休猟区
- 2 休猟区の区域

大月市初狩町地内の国道二十号上の宮川橋東詰を起点とし、同所から大月市道初狩西通線を南西に進み県道大幡初狩線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み大月市・都留市境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み鶴ヶ鳥屋山三角点(標高千三百七十四・四メートル)、本社ヶ丸三角点(標高千六百三十一・八メートル)及び清八峠を経て大月市・都留市・笛吹市境界点に至り、同所から大月市・笛吹市境界線を北西に進み三角点(標高千四百二一・六メートル)を経て大月市・笛吹市・甲州市境界点に至り、同所から大月市・甲州市境界線を東及び北東に進み笹子峠に至り、同所から県道日影笹子線を南東に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
- 4 面積

- 十1 休猟区の名称
大鶴休猟区
- 2 休猟区の区域

上野原市鶴川地内の県道大月上野原線と市道八米鏡渡橋線との接点を起点とし、同所から同県道を西進し市道と見線との接点に至り、同所から同市道を北西及び西に進み県道と見線との接点に至り、同所から同林道を西、北東及び南西に進み上野原市野田尻棚頭地区から雨降山(標高千七百七十七メートル)へ向かう山道との交点に至り、同所から同山道を北進し雨降山を経て市嘗腰掛林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み市道下城阿寺沢線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道上野原丹波山線との接点に至り、同所から同県道を東及び南東に進み県道上野原あきる野線との接点に至り、同所から同県道を南進し市道八米鏡渡橋線との接点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
- 4 面積
二千四百五十五ヘクタール

- 十一1 休猟区の名称
高畑休猟区
- 2 休猟区の区域

都留市大幡地内の県道高畑谷村停車場線と県道大幡初狩線との接点を起点とし、同所から県道高畑谷村停車場線を西進し一之橋西詰に至り、同所から大幡川左岸を北東に進み赤井沢川との接点に至り、同所から同川右岸を北西に進み県道黒野田林道の赤井沢橋に至り、同所から同林道を南東、南西及び北西に進み旧宝鉱山資材運搬道路との接点に至り、同所から同道路を西及び北に進み本社川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み通称トヨの沢との接点に至り、同所から同沢を西進し東京電力株式会社西群馬幹線送電線との交点に至り、同所から同送電線を南東に進み同送電線第二百二十四号鉄塔に至り、同所から同送電線を南東に進み同送電線第二百二十五号鉄塔を経て同送電線第二百二十六号鉄塔に至り、同所から同送電線第二百二十七号鉄塔に向かい直進し同送電線第二百二十六号鉄塔と第二百二十七号鉄塔の間で大幡川との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み市道高畑三ツ峠線のけいごや橋に至り、同所から同市道を南東及び南西に進み通称水たれの沢との交点に至り、同所から同沢を北進し大幡川との接点に至り、同所から同川を北西に進み標高千二百メートルの二俣に至り、同所から

中間尾根を北西及び北に進み千四百四十三メートル標高点に至り、同所から同尾根を北進し都留市・大月市境界線に至り、同所から同境界線を北東及び東に進み鶴ヶ鳥屋山三角点(標高千三百七十四・四メートル)を経て県道大幡初狩線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

- 4 面積
九百七十四ヘクタール

十二 1 休猟区の名称
河口休猟区

南都留郡富士河口湖町河口地内の国道百三十七号と西川との交点(西川橋)を起点とし、同所から同川を南進し県道河口湖精進線との交点(西川小橋)に至り、同所から同県道を南西に進み同町長崎地内の東京電力株式会社広瀬百九十九号電柱に至り、同所から尾根を北西、北東及び北西に進み烏帽子岩を経て黒岳三角点(標高千七百九十一・七メートル)に至り、同所から南都留郡富士河口湖町・笛吹市境界線を北西及び東に進み御坂トンネル入口に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を南東に進み県道富士河口湖笛吹線との交点(御坂トンネル入口)に至り、同所から同県道を南、東、南西及び北西に進み国道百三十七号との交点に至り、同所から同国道を南東、南西、北東及び南西に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
- 4 面積
六百八十八ヘクタール

十三 1 休猟区の名称
上吉田休猟区

南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾地内富士山有料道路(通称富士スバルライン)と県道富士河口湖富士線(通称東富士五湖道路富士吉田インターチェンジ取付道路)との交点を起点とし、同県道を東進し東富士五湖道路との交点に至り、同所から同道路を南東に進み富士吉田市新屋地内において市道中宿グラウンド線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み北富士演習場内において通称西連絡道との交点に至り、同所から同道を西進し県道富士上吉田線(吉田口登山道)と

の接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道富士線との接点に至り、同所から同林道を西、南西及び北西に進み富士山有料道路(通称富士スバルライン)との交点に至り、同所から同道路を北西及び北東に進み起点に至る一団地

の接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道富士線との接点に至り、同所から同林道を西、南西及び北西に進み富士山有料道路(通称富士スバルライン)との交点に至り、同所から同道路を北西及び北東に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十八年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで
- 4 面積
千五百五十八ヘクタール

山梨県告示第五百四十二号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 1 銃猟禁止区域の名称
釜無川サイクリングロード銃猟禁止区域
- 2 銃猟禁止区域
南アルプス市東南湖地内の国道百四十号と県道増穂若草線との接点(三郡橋北交差点)を起点とし、同所から同県道を北東に進み県道南アルプス甲斐線との接点(浅原橋西交差点)に至り、同所から同県道を北進し県道甲府南アルプス線との交点(開国橋西交差点)に至り、同所から同県道を東進し釜無川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し株式会社甲府コトブキ(南アルプス市下高砂千七十七)敷地北東端との接点に至り、同所から東に直進し県道白井阿原竜王線と甲斐市道上八幡実元橋線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み甲斐市道五本松柳原線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み甲斐市道柳原線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み甲斐市道中八幡中道線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道新水道線との接点に至り、同所から同市道を南西及び南東に進み県道甲府南アルプス線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道白井阿原竜王線との交点(開国橋東詰交差点)に至り、同所から同県道を南進し釜無川左岸堤防上の河川管理用通路との接点(鏡中条橋東詰交差点)に至り、同所から同通路を南、南東及び東に進み県道甲斐中央線との接点に至り、同所から同県道を南進し中央市道田富 4号線との接点(浅原橋東詰交差点)に至り、同所から同市道を南西に進み中央市道田富七百二十六号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み中央市道田富七百二十六 1号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み中央市・西八代郡市川三郷町境界線との交点に至り、同所から同境

界線を北西に進み南アルプス市・西八代郡市川三郷町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み国道百四十号との交点（三郡西橋）に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

六百八十一ヘクタール

二一 銃猟禁止区域の名称

つつじヶ崎銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

甲府市善光寺町地内の国有林甲府事業区境界線（高倉川）と甲府市道酒折茶道線との交点（東光橋）を起点とし、同所から同市道を北西及び南西に進み県道愛宕山公園線との接点に至り、同所から同県道を北及び西に進み甲府市道三角中瀬線との交点（神橋）に至り、同所から同市道を北東及び西に進み甲府市道鍛冶小路線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み国有林甲府事業区境界線に至る径路との接点に至り、同所から同径路を南進し国有林甲府事業区境界線との交点に至り、同所から同境界線を南、東、北及び北東に進み大日影を経て南東、南西、北東及び南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

六十三・五ヘクタール

三二 銃猟禁止区域の名称

敷島北銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

甲斐市上芦沢地内の甲斐市・韮崎市境界線と県道韮崎昇仙峡線との接点（ホツチ峠）を起点とし、同所から同県道を東、西、南東、西、東、北東及び南東に進み亀沢川にかかる神戸橋を経て県道敷島竜王線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み甲斐市道下福沢安寺線との接点（福沢橋）に至り、同所から同市道を南及び南西に進み甲斐市道安寺菅口線（敷島地区集落道安寺下菅口線）との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市道菅口中村線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み甲斐市道安寺線との接点に至り、同所から同市道を西進し甲斐市道上菅口林道線（菅口林道）との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲斐市道打返上菅口線（菅口支線）との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市上菅口・

漆戸境界尾根との接点（通称「お天狗さん」参道入口）に至り、同所から同尾根を北東に進み通称「お天狗さん」を経て甲斐市・韮崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

二百五十五ヘクタール

四一 銃猟禁止区域の名称

浅尾原銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北杜市明野町浅尾地内の農道三二二十九号線と市道五十二号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道二百二十七号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道二百四号線との接点に至り、同所から同市道を南進し北杜市明野町小笠原地区に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南、南西及び南東に進み栃沢川との交点に至り、同所から同川を南西に進み市道二百二十二号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道二百二十号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道二百四号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み農道三二二十九号線との接点に至り、同所から同農道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

百二十二ヘクタール

五一 銃猟禁止区域の名称

中丸銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北杜市長坂町中丸地内の県道茅野北杜韮崎線と大深沢川との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び北西に進み北杜市長坂町中丸・北杜市小淵沢町松向境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

四十五ヘクタール

六一 銃猟禁止区域の名称

銃猟禁止区域の名称

2 銃猟禁止区域

2 平等川銃猟禁止区域
銃猟禁止区域

笛吹市春日居町鎮目地内の笛吹市石和町松本・笛吹市春日居町鎮目境界線と平等川右岸から百メートル北西の地点を結んだ線との交点を起点とし、同所から同線を北東に進み山梨市・笛吹市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み平等川左岸から百メートル南東の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を南西に進み笛吹市石和町松本・笛吹市春日居町鎮目境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

四十八ヘクタール

七 1 銃猟禁止区域の名称

境川町原銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

笛吹市境川町藤袋地内の笛吹市道境川十号線と笛吹市道境川三百五十七号線との接点を起点とし、同所から笛吹市道境川三百五十七号線を北西に進み笛吹市道境川三百五十八号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道境川三百六十号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道境川三百六十三号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道境川三百五十九号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道境川六号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み笛吹市道境川十号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

三十五・五ヘクタール

八 1 銃猟禁止区域の名称

万沢銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南巨摩郡南部町万沢地内の国道五十二号と町道屋敷平線との接点を起点とし、同町道を西及び南西に進み町道宿杉山線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み県道日向宿線との接点に至り、同所から同県道を北西及び北東に進み県道富士川身延線との接点に至り、同所から同県道を南東及び南に進み町道高内曲尾線との接

点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み国道五十二号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

二百八十八・一ヘクタール

九 1 銃猟禁止区域の名称

大法師銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南巨摩郡鵜沢町鵜沢地内の国道五十二号と県道小室鵜沢線との接点を起点とし、同所から同国道を南進し南川との交点に至り、同所から同川を西進し南巨摩郡増穂町・南巨摩郡鵜沢町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、北西及び東に進み県道小室鵜沢線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

百九ヘクタール

山梨県告示第五百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 1 特別保護地区の名称

甲斐駒特別保護地区

2 特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に、小班、第四百三十八林班²・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

四百二十一・一ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高一千九百六十六メートル）、鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガヅクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コマツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、チョウゲンボウ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、普及啓発に努める。

二 1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

七十ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等の中

心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コマツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、シジユウカラ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、普及啓発に努める。

山梨県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

都留市大野字大入一四九五・一五四九の一・一五六〇の一・字入山一六四九の一・一六五二の一・字白土三四九七・字黒木澤三四九九の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字板ヶ沢三四九六、字大沢三四九八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
- 南都留郡西桂町倉見字大野一六一三の六

- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南巨摩郡鵜沢町・南部町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 杣口塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町大字杣口字東下一四七九番の二地先から 山梨市牧丘町大字千野々宮字上川窪九九番の五地先まで	一〇・七 二七・九	五・七 一五・二		九九〇・〇

訓 令

山梨県訓令第十九号

本 出 先 機 関 庁

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令

出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表中十の項を十一の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 身延合同庁舎	中部横断自動車道用地事務所
	峡南建設事務所

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間におけるこの訓令による改正後の出先機関庁舎等管理規程別表七の項の身延合同庁舎の管理責任者は、同訓令第三条第一項の規定にかかわらず、同訓令別表七の項の峡南建設事務所の所長とする。

山梨県訓令甲第二十号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表中「富士・東部建設事務所」を「

富士・東部建設事務所
中部横断自動車道用地事務所

富士建設
中横用

」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年十一月一日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ドリームワークこうしゅう

2 代表者の氏名 雨宮孝信

3 主たる事務所の所在地 甲州市勝沼町下岩崎千七百三十一番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して就労支援及び生活活動支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加を図り、障害者が就労も含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる支援体制の確立と整備に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年九月二十七日から同年十一月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし

2 代表者の氏名 貫井英明

- 3 主たる事務所の所在地 甲府市武田四丁目四番三十七号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県内の大学、短期大学及び地域社会に対して、大学間相互の連携による多様な交流機会の提供、教育・研究の相互補完・向上と成果の還元、全国への情報発信に関する事業を行い、大学及び短期大学の特色ある発展を支援するとともに、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年九月二十七日から同年十一月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人後見支援センター
 - 2 代表者の氏名 依田雅彦
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内二丁目三十九番三号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は高齢者及び障害者に対して後見業務及び委任契約に基づいて、介護・自立生活のための支援事業を行い又外国人に対する支援活動を行いすべての人々が健やかに暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年九月二十九日から同年十一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人知的財産管理・活用センター
- 2 代表者の氏名 新藤久和
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市徳行三丁目九番三十四号藤ビル三百一号室
- 4 定款に記載された目的

この法人は、地域・一般、大学等教育・研究機関、地方公共団体、および民間企業に対して、知的財産、特許に関する知識の普及、研究成果の権利化支援、権利化の利用拡大促進等の事業を行い、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年九月二十九日から同年十一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人わくわくガイア
 - 2 代表者の氏名 横森健治
 - 3 主たる事務所の所在地 韮崎市穂坂町宮久保四千百六十番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は国内外の住民を対象にして地球市民との交流・協力で元気な「つ」というテーマのもとに、保健医療サービス事業、緊急救援サービス事業、有機農業を通じての市民交流事業、健康元気セミナー事業等を行うことにより、健康と活力の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十月十一日から同年十二月十日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十八年十一月二十二日(水)午後一時三十分
- 二 開催場所 南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所西別館
- 三 聴こうとする案件 峡西都市計画公園の変更について
- 四 意見書の提出先 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十八年十一月十五日(水)午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び中北建設事務所都市整備課並びに南アルプス市都市整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
住宅用火災警報器 五千七百九十個
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十八年九月十五日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社テツフジ 山梨県甲府市中央二丁目十二番十一号
- 五 落札金額
一千八百一十一万六千九百十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十八年八月三日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

である。

平成十八年十月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬 三十六万二千八百カプセル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十八年十月十二日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
八千二百二十万六千八百五十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年十月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅 井 和 夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二知事の事務部局の部富士・東部建設事務所の項の次に次のように加える。

中部横断自動 車道用地事務 所	次	所
	長	五種
七種(人事委員会が認める者にあつては六種)		

附則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「長野市」を「長野市
諏訪市」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年十月三十日

山梨県立中央病院管理局長

中川

洋

一 随意契約に係る物品の名称及び数量
セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル（予定数量）

二 契約に係る事務を担当する部署の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十八年九月二十九日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社スズケン甲府支店 山梨県中央市流通団地三丁目七番二号

五 随意契約に係る契約金額
一 バイアルあたり 十五万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番